

離婚後の手続き一覧表

※**必要書類**に関しては代表的なものを記載してあります。詳細については必ず**窓口**にご確認ください
 ※手続きの際は必要書類のほか必ず**印鑑**をお持ちください

戸籍・住所に関する手続き				
手続きの種類	手続きの必要な時	届出する人	必要書類 ※（ ）は場合により必要	窓口
子の氏の変更許可の申立て 入籍届	親子の戸籍や氏（苗字）が離婚により別になったため同じにしたいとき	子が15歳未満→親権者	窓口にご確認ください	家庭裁判所
		子が15歳以上→子本人		
転入、転居、転出届 世帯主変更届	住所、世帯主が変わるとき	子が15歳未満→親権者	・子の氏の変更許可の審判書 ・（戸籍謄本⇒届出地が本籍地でないとき）	市区町村役場
		子が15歳以上→子本人		
		本人または同一世帯員の方	・本人確認書類 ・（転出証明書⇒転入届のとき） ・（委任状⇒代理人が届出するとき）	市区町村役場

年金・社会保険に関する手続き				
手続きの種類	手続きの必要な時	届出する人	必要書類 ※（ ）は場合により必要	窓口
社会保険・厚生年金の扶養変更	扶養家族に変更があったとき 氏（苗字）・住所が変更したとき	加入者	窓口にご確認ください	勤務先、年金事務所
国民健康保険の加入・変更	夫（妻）の健康保険の扶養でなくなったとき	本人	（健康保険・厚生年金喪失証明書）	市区町村役場
国民年金の変更	氏（苗字）・住所が変更したとき	本人	・年金手帳 ・（健康保険・厚生年金喪失証明書） ・（所得証明書）	市区町村役場
年金受給者の変更	扶養家族でなくなったとき 氏（苗字）・住所が変更したとき	年金受給されている方	窓口にご確認ください	各年金事務所等

ひとり親家庭への生活支援に関する手続き				
手続きの種類	手続きの必要な時	届出する人	必要書類 ※（ ）は場合により必要	窓口
児童扶養手当	母子（父子）家庭になったとき	母（父） （所得制限有）	・戸籍謄本等支給事由の日が確認できるもの ・申請者名義の預金通帳 ・（所得証明書） ・（健康保険証） ・（住民票）	市区町村役場
ひとり親家庭の医療費助成	母子（父子）家庭になったとき	母（父） （所得制限有）	・戸籍謄本等支給事由の日が確認できるもの ・健康保険証 ・（住民票） ・（所得証明書）	市区町村役場
その他のひとり親家庭に対する優遇制度	●国民健康保険料の減免 ●JR通勤定期券の割引 ●所得税、住民税の軽減 ●水道下水道料金の減免 等			市区町村役場

※ひとり親家庭への生活支援や優遇制度には共通の制度もありますが自治体によって充実度や内容が異なります。ご自身の所属されている自治体・転居先の自治体にはどんな制度があるのか、また手続きに必要なものはなにかなど事前に確認をすることをお勧めいたします。

離婚後の日常生活に関する手続き				
手続きの種類	手続きの必要な時	届出する人	必要書類 ※（ ）は場合により必要	窓口
印鑑登録証明書	氏（苗字）を変更したとき	本人 （代理人の場合は窓口にご確認ください）	・登録する印鑑 ・本人確認書類	市区町村役場
預金通帳	氏（苗字）、住所を変更したとき	本人	窓口にご確認ください	各金融機関
運転免許証	本籍、氏（苗字）、住所を変更したとき	本人	窓口にご確認ください	警察署
パスポート	本籍、氏（苗字）を変更したとき	本人	・戸籍謄本または抄本 ・パスポート用写真 ・有効期間中のパスポート	住所地管轄の旅券申請窓口
クレジットカード	氏（苗字）、住所を変更したとき	本人	窓口にご確認ください	各カード会社
子どもの転入学	子どもが転校するとき	親権者	・在学・就学証明書 ・教科書受給証明書 ・（新住所の住民票）	転校前の学校・新市区町村役場